○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　運送の申込及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　貨物の受取及び引渡し（第十八条）
第四節　積付け（第十九条・第二十条）
第五節　指図（第二十五条・第二十八条）
第六節　運賃、料金等（第三十二条・第三十六条）
第七節　運賃、料金等（第三十七条・第三十八条）
第八節　事故（第三十九条・第四十二条）
第九節　連絡運輸（第四十三条・第四十五条）
第三章　積込みまたは取卸しを伴う運送（第四十六条・第四十九条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別限定合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運送業務は、この運送契約により、この運送契約の定めるところにより、工業組合法第三条に定めない事項については、法令または公序良俗に反しない範囲で、特約の申込みをすることがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みをすることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　運賃、料金及び引渡期間の算定後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他合理的な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店は、貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、

三　集配期間　集貨及び配達を行う場合にあっては各一日

2　前項の規定にかかわらず、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

第六条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「運送申込書」という。）を提出しなければならないとします。

一　当店の商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び建物の名称）

四　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地の郵便番号

五　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地の電話番号

六　運送の数量

七　運送の指定期日

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価について、貨物の種類及び価額

十　燃料サーチャーに規定する積込料及び荷役料（第三十六条第一項に規定する待機時間料、第三十七条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）の額

十一　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

十二　運送保険に付するときは、その旨

十三　特約事項があるときは、その内容

十四　本約款の内容について承諾する旨

十五　運送申込書を提出年月日

十六　その他必要な事項

2　前項において、当店が運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを定めているときは、前項の運送申込書を提出に代えて、当該運送申込者に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者と協議により、当該運送を引受けることとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、申込者に交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者であるときは、この限りではありません。

一　申込者により第六十一条に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

二　運送引受者の受付年月日

三　運送引受者の承諾を得て、前項の事項の代替とする旨

四　運送引受者の受付年月日

2　運送引受者は、前項の運送引受書の交付を受けた申込者から、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが、この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、申込者が前項の規定により通知したことに疑いがあるときは、申込者に、前項の場合において、その立証のため、これを点検することがあります。

3　第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

4　当店が、第二項の規定により点検を行ったときは、その点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送引受を拒絶することがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備を欠いたとき。

四　当該運送に関し、申込者が、法令の規定に違反するおそれがあるとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（危険品及び貴重品）

第十条　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及びこれに類する有価証券、小切手、為替手形及び約束手形、金塊、銀塊、白金塊、宝石類、貴金属製品、真珠、ダイヤモンド、金属類、金属石、紅玉、緋玉、緑柱石、象牙、べっこう甲、珊瑚及び各その製品

2　容器及び荷造りを加工一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

3　前項第二号の「キログラム当たりの価格」は、荷造りごとに、これをします。

4　この運送約款において貴重品とは、第一項第二号及び第三号に掲げるものをいいます。

（荷造り）

第十一条　当店は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物の運送を引き受けたときは、荷受人は荷受人が書面により荷造りの補修を行うことを求めることがあります。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷受人が書面により荷造りの補修による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十一条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　個数

三　貨物の運送の取扱いに必要な事項

四　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十二条　当店は、動物の他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して次に掲げる事項を指定することがあります。

一　当該貨物の運送について、特別の注意を要すること。

二　当該貨物の運送について、特別の注意を要する事項の指定を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して、通知すること。

（荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所）

第十三条　当店は、貨物の運送に関して、荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所を明らかにすることを求めることがあります。

2　当店は、荷送人が前項の規定による求めに応じないときは、その貨物の運送を引き受けないことがあります。

（運送の拒絶）

第十四条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、その運送を引き受けないことがあります。

一　当店の運送保険に付するときは、その旨

二　当店の運送保険に付することが、その貨物の種類及び性質に照らして適当でないと認めるとき。

（運送の拒絶別等不明な場合）

第十五条　当店は、荷送人が、第十四条第一項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質が明らかでないときは、その貨物の種類及び性質の明らかでないことを理由として、運送を拒絶することができます。

2　荷送人は、当店が前項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質を明らかにすることを求めることがあります。

（荷造り）

第十六条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物の運送を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して、荷造りの補修を求めることがあります。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの補修による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十七条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十二条　当店は、動物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃に応じて、運送に適する貨物の運送を引き受けることがあります。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの補修による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（危険品及び貴重品）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（危険品及び貴重品）

第十四条　当店は、次に掲げるものをいいます。

一　金塊、銀塊、白金塊、宝石類、貴金属製品、真珠、ダイヤモンド、金属類、金属石、紅玉、緋玉、緑柱石、象牙、べっこう甲、珊瑚及び各その製品

二　容器及び荷造りを加工一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

3　前項第二号の「キログラム当たりの価格」は、荷造りごとに、これをします。

4　この運送約款において貴重品とは、第一項第二号及び第三号に掲げるものをいいます。

（荷造り）

第十五条　当店は、荷送人が、第十四条第一項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質が明らかでないときは、その貨物の種類及び性質が明らかでないことを理由として、運送を拒絶することができます。

2　荷送人は、当店が前項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質を明らかにすることを求めることがあります。

（動物等の運送）

第十二条　当店は、動物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃に応じて、運送に適する貨物の運送を引き受けることがあります。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの補修による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（危険品及び貴重品）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を前項の外装表示に代えることができます。

（運送の拒絶）

第十四条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、その運送を引受けないことがあります。

一　当店の運送保険に付するときは、その旨

二　当店の運送保険に付することが、その貨物の種類及び性質に照らして適当でないと認めるとき。

（運送の拒絶別等不明な場合）

第十五条　当店は、荷送人が、第十四条第一項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質が明らかでないときは、その貨物の種類及び性質の明らかでないことを理由として、運送を拒絶することができます。

2　荷送人は、当店が前項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質を明らかにすることを求めることがあります。

（荷造り）

第十六条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物の運送を引き受けたときは、荷送人は荷受人に対して、荷造りの補修を求めることがあります。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの補修による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引受けることがあります。

（外装表示）

第十七条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を前項の外装表示に代えることができます。

（運送の申込み）

第六条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「運送申込書」という。）を提出しなければならないとします。

一　当店の商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

三　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び建物の名称）

四　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地の郵便番号

五　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地の電話番号

六　運送の数量

七　運送の指定期日

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価について、貨物の種類及び価額

十　燃料サーチャーに規定する積込料及び荷役料（第三十六条第一項に規定する待機時間料、第三十七条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）の額

十一　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

十二　運送保険に付するときは、その旨

十三　特約事項があるときは、その内容

十四　本約款の内容について承諾する旨

十五　運送申込書を提出年月日

2　前項において、当店が運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを定めているときは、前項の運送申込書を提出に代えて、当該運送申込者に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者と協議により、当該運送を引受けることとするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、申込者に交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者であるときは、この限りではありません。

一　申込者により第六十一条に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

二　運送引受者の受付年月日

三　運送引受者の承諾を得て、前項の事項の代替とする旨

四　運送引受者の受付年月日

2　運送引受者は、前項の運送引受書の交付を受けた申込者から、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが、この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、申込者が前項の規定により通知したことに疑いがあるときは、申込者に、前項の場合において、その立証のため、これを点検することがあります。

3　第六十一条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

4　当店が、第二項の規定により点検を行ったときは、その点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送引受を拒絶することがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備を欠いたとき。

四　当該運送に関し、申込者が、法令の規定に違反するおそれがあるとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事情があるとき。

（危険品及び貴重品）

第十条　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及びこれに類する有価証券、小切手、為替手形及び約束手形、金塊、銀塊、白金塊、宝石類、貴金属製品、真珠、ダイヤモンド、金属類、金属石、紅玉、緋玉、緑柱石、象牙、べっこう甲、珊瑚及び各その製品

2　容器及び荷造りを加工一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

3　前項第二号の「キログラム当たりの価格」は、荷造りごとに、これをします。

4　この運送約款において貴重品とは、第一項第二号及び第三号に掲げるものをいいます。

（荷造り）

第十一条　当店は、荷送人が、第十四条第一項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質が明らかでないときは、その貨物の種類及び性質が明らかでないことを理由として、運送を拒絶することができます。

2　荷送人は、当店が前項の規定により運送を拒絶しようとするときは、その貨物の種類及び性質を明らかにすることを求めることがあります。

（動物等の運送）

第十二条　当店は、動物の性質、重量、容積、運送距離及び運賃に応じて、運送に適する貨物の運送を引き受けることがあります。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの補修による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引受けることがあります。

（危険品及び貴重品）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　品名

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札を前項の外装表示に代えることができます。

（運賃、料金等）

第三十二条　運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、調査する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。

3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貨物の引渡しにより運賃、料金等の全部又は一部が不足当となったと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることができます。

4　個人（事業として又は事業のために運送契約を締結する場合を除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十三条　運賃、料金等は、貨物を引き渡すときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定していないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その不足を払い戻し、又は追徴します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、その運賃、料金等を荷受人から収受することがあります。

4　当店は、第一項の規定にかかわらず、その運賃、料金等を荷受人から収受することがあります。

（待機時間料）

第三十四条　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（延滞料）

第三十五条　当店は、運賃、料金等を荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（運賃請求権）

第三十六条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店が任を負う事由により滅失したときは当該滅失し、又は